

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第七十一号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第一項及び第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）及び同条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金及び存続連合会が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後

1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「経過措置政令」という。）第五条第一項の規定による公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八条（平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する場合を含む。）に規定する責任準備金相当額は、平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号から第三号の六まで、第五号から第五号の十まで、第十一号、第十三号、第十五号及び第十九号の二に掲げる額を合計した額又は当該合計した額に第十八号に掲げる額を加えた額を合算した額から、第七号から第九号の五まで、第十二号、第十二号の二、第十四号、第十六号及び第十九号に掲げる額を合計した額又は当該合計した額に第十八号の二に掲げる額を加えた額を控除した額、平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号、第四号から第四号の五まで、第六号、第六号の二及び第十五号に掲げる額を合計した額又は当該合計した額に第十八号に掲げる額を加えた額を合算した額から、第七号から第八号の六まで、第十号から第十号の十まで、第十六号及び第十七号に掲げる額を合計した額又は当該合計した額に第十八号の二に掲げる額を加えた額を控除した額とする。

一〜四の三（略）

四の四 平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで  
の間に平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定により  
なおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第  
百六十条第五項の規定により当該連合会が老齢年金給付の支給

改正前

1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「経過措置政令」という。）第五条第一項の規定による公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八条（平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する場合を含む。）に規定する責任準備金相当額は、平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号から第三号の六まで、第五号から第五号の九まで、第十一号、第十三号、第十五号及び第十九号の二に掲げる額を合計した額又は当該合計した額に第十八号に掲げる額を加えた額を合算した額から、第七号から第九号の五まで、第十二号、第十二号の二、第十四号、第十六号及び第十九号に掲げる額を合計した額又は当該合計した額に第十八号の二に掲げる額を加えた額を控除した額、平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号、第四号から第四号の五まで、第六号、第六号の二及び第十五号に掲げる額を合計した額又は当該合計した額に第十八号に掲げる額を加えた額を合算した額から、第七号から第八号の六まで、第十号から第十号の九まで、第十六号及び第十七号に掲げる額を合計した額又は当該合計した額に第十八号の二に掲げる額を加えた額を控除した額とする。

一〜四の三（略）

四の四 平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで  
の間に平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定により  
なおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第  
百六十条第五項の規定により当該連合会が老齢年金給付の支給

（傍線部分は改正部分）

に関する義務を承継した者について、それぞれ中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第十三号）による改正前の中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成十六年厚生労働省告示第三百五十八号。以下「平成二十二年改正前平成十六年告示」という。）第一号及び第二号に掲げる額を合算した額（第一号厚生年金被保険者期間であつて当該老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項又は平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であつた期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。）に係るものに限る。次号、第五号の四、第五号の五イ、第五号の六イ、第五号の七イ(1)、第五号の八イ(1)、第五号の九イ(1)、第五号の十イ(1)、第九号の四、第九号の五イ、第十号の四、第十号の五イ、第十号の六イ、第十号の七イ(1)、第十号の八イ(1)、第十号の九イ(1)及び第十号の十イ(1)において同じ。）に、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

#### 四の五〓五の八（略）

五の九 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十六条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正

に関する義務を承継した者について、それぞれ中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第十三号）による改正前の中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成十六年厚生労働省告示第三百五十八号。以下「平成二十二年改正前平成十六年告示」という。）第一号及び第二号に掲げる額を合算した額（第一号厚生年金被保険者期間であつて当該老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法附則第三十二条第一項又は平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であつた期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。）に係るものに限る。次号、第五号の四、第五号の五イ、第五号の六イ、第五号の七イ(1)、第五号の八イ(1)、第五号の九イ(1)、第九号の四、第九号の五イ、第十号の四、第十号の五イ、第十号の六イ、第十号の七イ(1)、第十号の八イ(1)及び第十号の九イ(1)において同じ。）に、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

#### 四の五〓五の八（略）

五の九 令和二年四月一日から基金が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前

前の法第六十五条第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ (略)

ロ 平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 経過措置政令第六十三條第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三條第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法の一部を改正する件(令和七年厚生労働省告示第七十号)による改正前の平成二十六年中途脱退者告示(以下「令和七年改正前平成二十六年中途脱退者告示」という。)第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) (略)

五の十 令和七年四月一日から基金が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

法第六十五条第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三條第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ (略)

ロ 平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 経過措置政令第六十三條第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三條第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) (略)

(新設)

イ 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりな

おその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

(2) 経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十七年告示の規定により計算した額

ロ 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により当

該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) 経過措置政令第六十三条第二号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢

年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年解散基金加入員告示の規定により計算した額

六 平成十一年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に解散した基金の平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）に係る平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十一条第一項又は平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額に当該基金が解散した日の翌日が属する月から連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

六の二の十の八（略）

十の九 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該基金が平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ（略）  
ロ 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合

六 平成十一年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に解散した基金の平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）に係る平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十一条第一項又は平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十二条第一項に規定する責任準備金に相当する額に当該基金が解散した日の翌日が属する月から連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

六の二の十の八（略）

十の九 令和二年四月一日から連合会が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該基金が平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十五条第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ（略）  
ロ 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ令和七年改正前平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) (略)

十の十 令和七年四月一日から連合会が解散した日までの間に平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第三項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該基金が平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第四項又は平成二十五年改正法附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号及び第二号

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) (略)

(新設)

の規定の例により計算した額を合算した額

(2) 経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十七年告示の規定により計算した額

ロ 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) 経過措置政令第六十三条第二号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年解散基金加入員告示の規定により計算した額

十一ノ十九の二 (略)

256 (略)

7 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十二年四月一日以後に合併等があった基金を除く。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額（当該解散した基金に係るものに限る。次項から第十八項までにおいて同じ。）を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号

の規定の例により計算した額を合算した額

(2) 経過措置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ廃止前平成十七年告示の規定により計算した額

ロ 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 経過措置政令第六十三条第一号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額

(2) 経過措置政令第六十三条第二号に掲げる場合 平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成二十六年解散基金加入員告示の規定により計算した額

十一ノ十九の二 (略)

256 (略)

7 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十二年四月一日以後に合併等があった基金を除く。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額（当該解散した基金に係るものに限る。次項から第十六項までにおいて同じ。）を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号



中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号及び第八号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

8  
8  
14 (略)

15 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成二十七年四月一日以後令和二年三月三十一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項中「第一項に規定する額」とあるのを「第一項中「第十五号及び第十九号の二」とあるのは「及び第十五号」と、「第十六号及び第十九号」とあるのは「及び第十六号」と読み替えて適用する同項の規定により算定される額」と読み替えて同項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の六まで、第五号」とあるのは「第三号の五、第三号の六、第五号の八」と、「第七号から第九号の五まで、第十二号」とあるのは「第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月一日」とあり、及び同項第三号の五中「平成二十六年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の八中「平成二十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の六及び第八号の六中「平成二十六年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第十一号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十二号の二中「平成二十六年四月一日」とあり、同項第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第十九号及び第十九号の二中「前

中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号及び第八号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

8  
8  
14 (略)

15 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成二十七年四月一日以後令和二年三月三十一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項中「第一項に規定する額」とあるのを「第一項中「第十五号及び第十九号の二」とあるのは「及び第十五号」と、「第十六号及び第十九号」とあるのは「及び第十六号」と読み替えて適用する同項の規定により算定される額」と読み替えて同項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の六まで、第五号から第五号の九まで」とあるのは「第三号の五、第三号の六、第五号の八、第五号の九」と、「第七号から第九号の五まで、第十二号」とあるのは「第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月一日」とあり、及び同項第三号の五中「平成二十六年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の八中「平成二十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の六及び第八号の六中「平成二十六年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第十一号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十二号の二中「平成二十六年四月一日」とあり、同項第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項

納した額」とあるのは「前納した額（平成二十六年四月一日以後に基金の合併又は分割があつたときは、当該合併を行おうとした基金が前納した額又は当該分割を行おうとした基金が前納した額のうち当該基金に係る額を含む。）」とする。

16 平成十一年十月一日以後に合併等があつた基金（令和二年四月一日以後令和四年九月三十日前に合併等があつた基金に限る。）が解散した場合には、第五項中「第一項に規定する額」とあるのを「第一項中「第十五号及び第十九号の二」とあるのは「及び第十五号」と、「第十六号及び第十九号」とあるのは「及び第十六号」と読み替えて適用する同項の規定により算定される額」と読み替えて同項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の六まで、第五号から第五号の十まで」とあるのは「第三号の五、第三号の六、第五号の九、第五号の十」と、「第七号から第九号の五まで、第十二号」とあるのは「第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の五中「平成二十六年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた月から」と、同項第五号の九中「令和二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日」と、同項第七号の六及び第八号の六中「平成二十六年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日の前日」が属する月の翌月」と、同項第十一号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十二号の二中「平成二十六年四月一日」とあり、同項第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十五号中「平成十七年四月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日の前日」が属する月の翌月」と、同項第十九号及び第十九号の二中「前納した額」とあるのは「前納した額（平成

第十九号及び第十九号の二中「前納した額」とあるのは「前納した額（平成二十六年四月一日以後に基金の合併又は分割があつたときは、当該合併を行おうとした基金が前納した額又は当該分割を行おうとした基金が前納した額のうち当該基金に係る額を含む。）」とする。

16 平成十一年十月一日以後に合併等があつた基金（令和二年四月一日以後に合併等があつた基金に限る。）が解散した場合には、第五項中「第一項に規定する額」とあるのを「第一項中「第十五号及び第十九号の二」とあるのは「及び第十五号」と、「第十六号及び第十九号」とあるのは「及び第十六号」と読み替えて適用する同項の規定により算定される額」と読み替えて同項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の六まで、第五号から第五号の九まで」とあるのは「第三号の五、第三号の六、第五号の九」と、「第七号から第九号の五まで、第十二号」とあるのは「第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の五中「平成二十六年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた月から」と、同項第五号の九中「令和二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日」と、同項第七号の六及び第八号の六中「平成二十六年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日の前日」が属する月の翌月」と、同項第十一号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十二号の二中「平成二十六年四月一日」とあり、同項第十三号及び第十四号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十五号中「平成十七年四月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日の前日」が属する月の翌月」と、同項第十九号及び第十九号の二中「前納した額」とあるのは「前納した額（平成二十六年四月一日以後に基金の合併

二十六年四月一日以後に基金の合併又は分割があつたときは、当該合併を行おうとした基金が前納した額又は当該分割を行おうとした基金が前納した額のうち当該基金に係る額を含む。」とする。

17 平成十一年十月一日以後に合併等があつた基金（令和四年十月一日以後令和七年三月三十一日前に合併等があつた基金に限る。）が解散した場合においては、第五項中「第一項に規定する額」とあるのを「第一項中「第十五号及び第十九号の二」とあるのは「及び第十五号」と、「第十六号及び第十九号」とあるのは「及び第十六号」と読み替えて適用する同項の規定により算定される額」と読み替えて同項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の六まで、第五号から第五号の十まで」とあるのは「第三号の六、第五号の九、第五号の十」と、「第七号から第九号の五まで、第十二号」とあるのは「第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の六中「令和四年十月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた月から」と、同項第五号の九中「令和二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日」と、同項第七号の六及び第八号の六中「平成二十六年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日の前日が属する月の翌月」と、同項第十一号中「平成十七年十月一日」とあり、同項第十二号の二中「平成二十六年四月一日」とあり、同項第十三号及び第十四号中「平成十七年四月一日」とあり、同項第十五号中「平成十七年十月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日」と、同項第十八号及び第十八号の二中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があつた日の前日が属する月の翌月」と、同項第十九号及び第十九号の二中「前納した額」とあるのは「前納した額（平成二十六年四月一日以後に基金の合併又は分割があつたときは、当該合併を行おうと

又は分割があつたときは、当該合併を行おうとした基金が前納した額又は当該分割を行おうとした基金が前納した額のうち当該基金に係る額を含む。）」とする。

（新設）

した基金が前納した額又は当該分割を行おうとした基金が前納した額のうち当該基金に係る額を含む。」とする。

18 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（令和七年四月一日以後に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項中「第一項に規定する額」とあるのを「第一項中一、第十五号及び第十九号の二」とあるのを「及び第十五号」と、「第十六号及び第十九号」とあるのを「及び第十六号」と読み替えて適用する同項の規定により算定される額」と読み替えて同項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の六まで、第五号から第五号の十まで」とあるのは、「第三号の六、第五号の十」と、「第七号から第九号の五まで、第十二号」とあるのは「第七号の六、第八号の六、第九号の五」と、「同項第二号中『平成十一年十月から』とあり、及び同項第三号の六中『令和四年十月から』とあるのは『第五項に規定する合併等があった月から』と、同項第五号の十中『令和七年四月一日』とあるのは『第五項に規定する合併等があった日』と、同項第七号の六及び第八号の六中『平成二十六年四月』とあるのは『第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月』と、同項第十一号中『平成十七年十月一日』とあり、同項第十二号の二中『平成二十六年四月一日』とあり、同項第十三号及び第十四号中『平成十七年十月一日』とあり、同項第十五号中『平成十七年四月一日』とあり、及び同項第十六号中『平成十九年四月一日』とあるのは『第五項に規定する合併等があった日』と、同項第十八号及び第十八号の二中『平成十七年四月』とあるのは『第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月』と、同項第十九号及び第十九号の二中『前納した額』とあるのは『前納した額（平成二十六年四月一日以後に基金の合併又は分割があったときは、当該合併を行おうとした基金が前納した額又は当該分割を行おうとした基金が前納した額のうち当該基金に係る額を含む。）とする。』

（新設）

## 附 則

## 1・2 (略)

3 基金が平成三十一年三月三十一日以前に整備等省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第六条の規定による認可の申請若しくは整備等省令第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行規則第二百二十六条若しくは第二百二十八条の規定による認可の申請をした若しくは平成二十五年改正法附則第十九条第一項の指定を受けた場合又は連合会が平成三十一年三月三十一日以前に解散する場合にあつては、第十九項中「平成十一年度」とあるのは「平成十一年」と、「年度までの各年度」とあるのは「年までの各年」と、「同年度」とあるのは「同年」と、「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えて適用することができる。

4 整備等省令第四十三条第一項に規定する解散計画を提出した基金が平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は第二十一条第一項の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額は、第一項から第十九項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）までの規定により算出した額と、平成二十五年三月三十一日の属する事業年度から当該解散計画の整備等省令第四十四条第一項第一号に規定する適用開始日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度において、その末日における当該基金の平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額が同日に当該基金が解散したものとみなして第一項から第十九項までの規定により算出した額を下回る額のうち最も小さい額（以下この項において「解散計画適用開始日における不足相当額」という。）に当該解散計画の適用開始日の属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の

## 附 則

## 1・2 (略)

3 基金が平成三十一年三月三十一日以前に整備等省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金規則第六条の規定による認可の申請若しくは整備等省令第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行規則第二百二十六条若しくは第二百二十八条の規定による認可の申請をした若しくは平成二十五年改正法附則第十九条第一項の指定を受けた場合又は連合会が平成三十一年三月三十一日以前に解散する場合にあつては、第十七項中「平成十一年度」とあるのは「平成十一年」と、「年度までの各年度」とあるのは「年までの各年」と、「同年度」とあるのは「同年」と、「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えて適用することができる。

4 整備等省令第四十三条第一項に規定する解散計画を提出した基金が平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は第二十一条第一項の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額は、第一項から第十七項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）までの規定により算出した額と、平成二十五年三月三十一日の属する事業年度から当該解散計画の整備等省令第四十四条第一項第一号に規定する適用開始日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度において、その末日における当該基金の平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額が同日に当該基金が解散したものとみなして第一項から第十七項までの規定により算出した額を下回る額のうち最も小さい額（以下この項において「解散計画適用開始日における不足相当額」という。）に当該解散計画の適用開始日の属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の

前月までの期間に応ずる平成二十五年改正法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率による利子に相当する額（複利計算の方法により計算した額とする。）を加えた額を合算した額から、解散計画適用開始日における不足相当額に当該解散計画の適用開始日の属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる別表第一（前項の規定による読替えを適用する場合にあつては別表第二）に定める利率による利子に相当する額（複利計算の方法により計算した額とする。）を加えた額を控除した額（当該額が、当該基金が解散した日における当該基金の平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額を下回る場合にあつては、当該年金給付等積立金の額）として算出することができる。

別表第一

(略)	(略)
令和六年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）	年十八・三九パーセント

前月までの期間に應ずる平成二十五年改正法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率による利子に相当する額（複利計算の方法により計算した額とする。）を加えた額を合算した額から、解散計画適用開始日における不足相当額に当該解散計画の適用開始日の属する月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる別表第一（前項の規定による読替えを適用する場合にあつては別表第二）に定める利率による利子に相当する額（複利計算の方法により計算した額とする。）を加えた額を控除した額（当該額が、当該基金が解散した日における当該基金の平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額を下回る場合にあつては、当該年金給付等積立金の額）として算出することができる。

別表第一

(略)	(略)
(新設)	(新設)